

下水道等使用料の改定について

【算定期間：平成29～32年度】

石狩市建設水道部下水道課

1 使用料の基本的考え方

① 公営企業独立採算制の原則

○地方財政法第6条

公営企業の経理は特別会計を設けて行い、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

② 使用料の基本原則

○地方公営企業法第21条

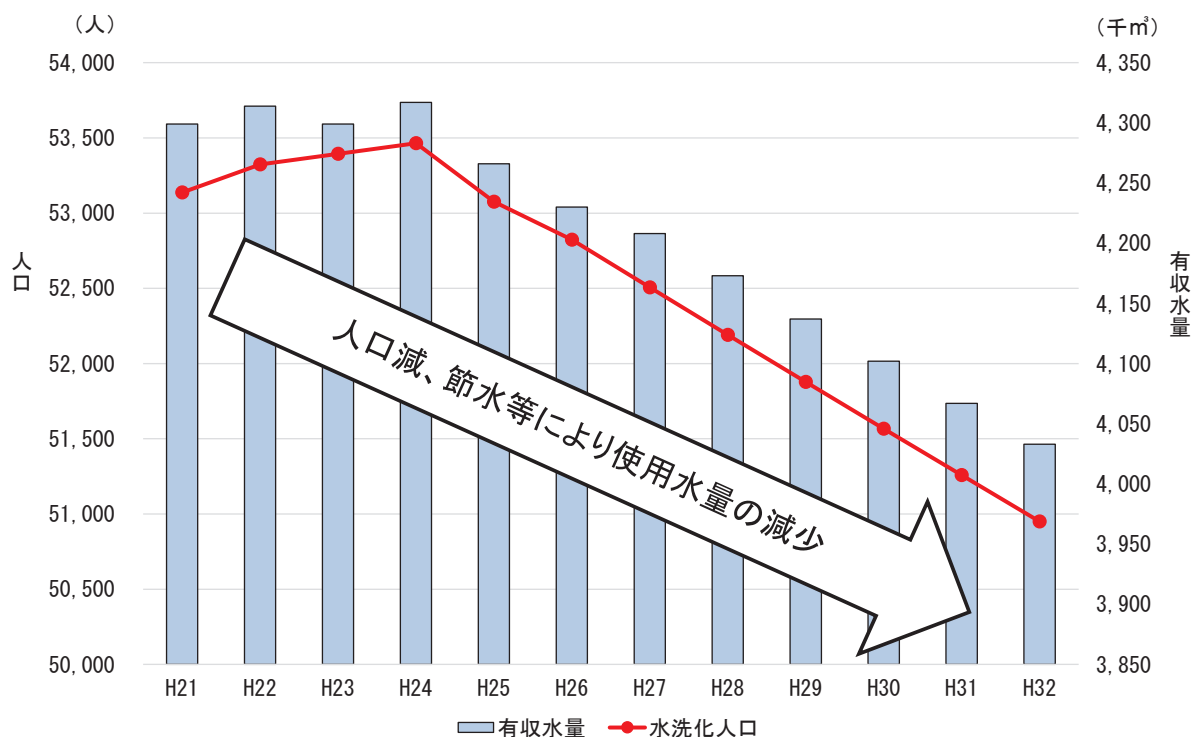
- 1 地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 2 料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保することができるものでなければならない。

③ 下水道事業における費用負担の基本的考え方

【公費と私費の負担区分】

- ・ 雨水処理に係る経費 = 公費
- ・ 汚水処理に係る経費 = 私費

2 排水需要の予測



3 施設の建設・管理計画

建設・更新の基本的方針

- ・ 浸水に強い下水道を目指し、雨水管整備を継続して進めます。
- ・ 下水道施設の効率的な改築・更新を進めます。
- ・ 重要な幹線の耐震診断を進め、長寿命化計画と合わせて耐震対策を検討します。

施設管理の基本的方針

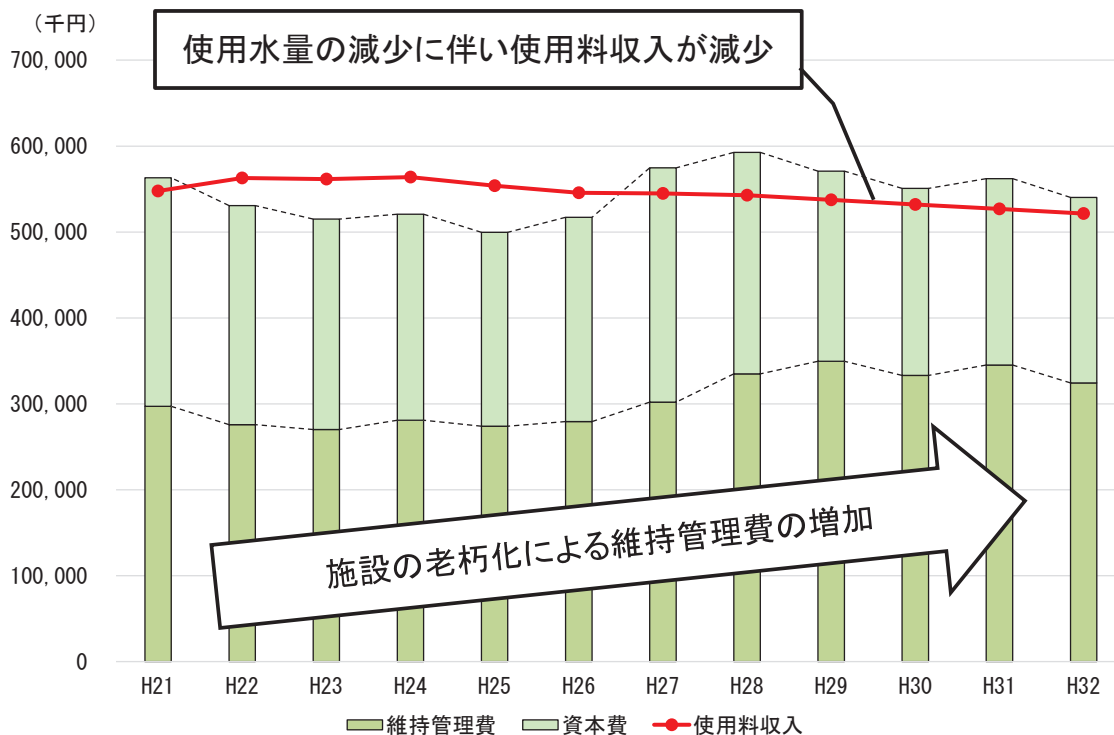
- ・ 下水道管渠
建設より40年が経過、腐食・劣化などにより陥没事故が発生する恐れがある。
カメラ調査等を実施し、不良箇所の部分補修をします。
- ・ 下水道施設（ポンプ場・処理場）
メーカーの推奨期間や過去の実績、設備の重要度などをもとに、
それぞれの設備に5年～15年サイクルの修繕期間を設定します。
例）汚水ポンプ・・・5年、バッテリー・・・15年
設定した期間を基準とし、更に事業費の平準化などを考慮します。

4 経費削減の取組み

これまでの取組みについて

- ・ 下水道全体計画の変更
過大投資の抑制、札幌市との費用負担の見直し
 - ・ 建設事業におけるコスト縮減
最小管径の見直し、人孔間の延伸、道路事業と合わせた施工
 - ・ 施設管理委託の一本化
処理場3箇所、ポンプ場4箇所を3年契約
 - ・ 有収率の向上
管路点検、修理
 - ・ 職員の削減
 - ・ 低利率の企業債へ借換
 - ・ 新電力会社の利用
- など

5 収入・支出の見積



6 使用料対象経費

H29～H32対象経費

(税抜き、単位：千円)

支出	雨水 884,661		汚水 3,249,311				
	維持管理費 44,577	資本費 840,084	維持管理費 1,464,171		資本費 1,785,140		
収入	繰入金 884,661		手数料等 5,200	繰入金 106,234	使用料 2,117,936	不足額 105,878	繰入金 914,063

累積欠損金

H28年度末 未処理欠損金
27,222

不足額
133,100

7 使用料の改定率

(税抜き、単位：千円)

区分 \ 年度	H28	H29	H30	H31	H32	着色部計
使用料収入		537,493	532,118	526,796	521,529	2,117,936
使用料対象経費		570,761	550,737	562,089	540,227	
不足額	△27,222 未処理欠損金	△33,268	△18,619	△35,293	△18,698	△133,100

・平均改定率 = (H28～H32の不足額) / (H29～H32の使用料収入)
 = 133,100千円 / 2,117,936千円 = 6.28%



6.28%の値上げが必要

8 使用料体系改定案

(税抜き)

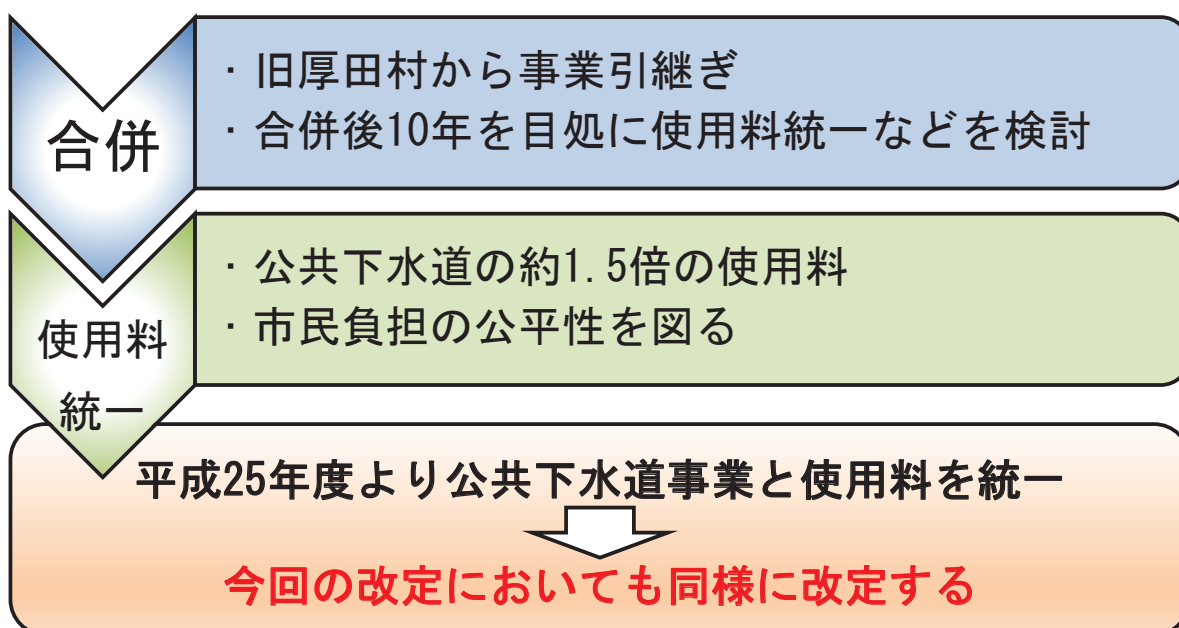
汚水量		現行	改定案 (現行+6.28%)	改定率	
公衆浴場以外の施設	基本汚水量	10m ³ までの部分	1,054円	1,120円 (1,120.2円)	6.26%
	超過汚水量	10m ³ を超え30m ³ まで	129円	137円 (137.1円)	6.20%
		30m ³ を超える部分	188円	200円 (199.8円)	6.38%
公衆浴場	1 m ³ につき	55円	58円 (58.5円)	5.45%	

9 使用水量別の使用料比較

(税抜き)

使用量 m ³ /月	現行料金 円/月	改定料金 円/月	増加額 円/月	改定率 %
0	1,054	1,120	66	6.26%
10	1,054	1,120	66	6.26%
15	1,699	1,805	106	6.24%
20	2,344	2,490	146	6.23%
25	2,989	3,175	186	6.22%
30	3,634	3,860	226	6.22%
40	5,514	5,860	346	6.27%
50	7,394	7,860	466	6.30%
100	16,794	17,860	1,066	6.35%

10 特環・個排事業に係る使用料について



- 備考
1. 特定環境保全公共下水道（特環）：厚田区
公共下水道のうち厚田区で行うもの。
 2. 個別排水処理施設（個排）：全市域
市が合併処理浄化槽を設置し管理を行うもの。

下水道使用料 全道都市比較（1ヶ月15m³使用、税込み） ※石狩市調査

